

平成十五年十一月二十七日提出  
質問 第二四号

クローン携帯による被害に関する質問主意書

提出者 島 聡

## クローン携帯による被害に関する質問主意書

使用者が持つ携帯電話とは別に、同一の電話番号を持つクローン携帯が存在することによって、携帯電話の使用者に身に覚えのない高額な通信料金請求がされるなど、被害が深刻化している。携帯電話の加入台数が七千万台を超え、国民の多数が携帯電話を利用する現状に鑑みれば、深刻化するクローン携帯問題の対策及び被害救済は、緊急を要する課題であると考えらる。

従って、次の事項について質問する。

一 これまでに、携帯電話の利用者から総務省に対し、クローン携帯による被害の相談が複数寄せられていると聞く。こうした被害の報告は、いつ頃から、何件寄せられているか。

二 クローン携帯による被害を防止するためには、利用者本人の希望があれば携帯電話の PACKET 通信の課金明細を利用者に公開することが必要である。しかしながら、料金の請求に際し、音声通話については通信の相手方、通話時間が明確に利用者に公開されているが、PACKET 通信については通信の相手方が利用者に公開されていない。こうした現状を改善するために、事業者に対して適切な措置を促す必要があると考えるが、政府の考えはどうか。

三 クローン携帯によつて、自ら使用したのではない高額な通信料金を請求された被害者に対する具体的な救済措置は、あるのか。国の救済措置あるいは、国以外の救済措置の可能性、双方に関してお尋ねする。

右質問する。